

「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえた
各種預金規定等の改定について

当金庫は、2018年2月に金融庁が公表した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえ、2019年9月より、各種預金規定を改定いたします。

規定改定後は、当金庫では新規取引開始時のお取引目的やお客さまに関する情報等を従来よりも詳細に確認させていただく場合がございます。また、既にお取引のあるお客さまにおいても、お取引の内容や状況等に応じて、過去にご確認させていただいたお客さまの取引目的やお客さまに関する情報等を、窓口や郵便等により再度ご確認させていただく場合がございます。また、上記の確認時には、各種確認資料等のご提示をお願いする場合がございます。

なお、各種質問へのご回答やご依頼した資料の提出について、適切にご対応いただけない場合、やむを得ずお取引をお断りさせていただく場合やお取引を制限させていただく場合がございます。

1. 対象となる主な預金規定等

2019年9月30日より改定予定

- 当座勘定規定
- 普通預金（無利息型普通預金を含む）、貯蓄預金、通知預金共通規定
- 定期預金共通規定
- 定期積金（スーパー積金）規定

2. 主な改定内容

（例：普通預金（無利息型普通預金を含む）、貯蓄預金、通知預金共通規定）

普通預金（無利息型普通預金を含む）、貯蓄預金、通知預金共通規定について、以下の条項を新設・追加いたします。

普通預金（無利息型普通預金を含む）、貯蓄預金、通知預金共通規定以外の規定についても、同様の改定を行います。

「取引の制限」条項を新設

6.（取引の制限）

- （1）当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めています。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の各預金規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- （2）前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の各預金規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- （3）前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

「解約等」条項を一部追加（下線部が追加箇所）

8.（解約等）

- (1) この預金を解約する場合には、通帳および届出の印章を持参のうえ、当店に申出てください。
- (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知するなどにより、この預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
- ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらず開設されたことが明らかになった場合
- ② この預金の預金者が前記第5条第1項に違反した場合
- ③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
- ④ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- (3) ~ (5) (略)

以 上